

# 神野委員長・地方六団体会長記者会見

平成18年11月29日

神野委員長

今回まとまりましたものをご説明したいというふうに思います。

お手元には概要はあっておりますか。本文だけ。そうですか。

最終報告は、「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」ということで、その副題を見ていただきますと、「第二期地方分権改革とその後の改革の方向」というふうになっています。

この最終報告の内容、大きく3つと言っていいかと思いますが、1つは分権型社会のビジョンを再び示すということですね。それから、もう1つは第二期改革の改革原則や方策を示すということ、それから3番目が、第二改革の彼方に道州制と憲法改正を展望することというような3つの内容になっているというふうに言っている内容でございます。

第二期改革というのは、お手元の本文で2ページ目に書いておきましたけれども、一番上の2行を除くと3番目の段落ですが、「分権型社会の目指す姿を改めて提示するとともに、これから始まろうとする第二期地方分権改革（本最終報告では、地方分権改革推進法案が3年間の時限立法であることから、その3年間に行われる改革をもって、「第二期地方分権改革」と呼ぶことにする。）」というふうになっておりますので、二期改革というのは、分権推進法が昨日衆議院を通ったんでしょうか、想定している3年間で二期改革というふうに考えていると。

お手元、その後3ページから「国民に夢と希望をもたらす分権型社会を」というところが始まり、そこで分権型社会のビジョンを語って、2番目のところでは、今後の地方分権改革の手順、二期改革とその後の展望、その後の課題というふうに2つに分けておりますので、その手続、手順を示したのが2番目。

そして、3番目が11ページになりますが、第二改革における具体的な方策というところが具体的な内容になっております。大きく2つに分かれておまして、分け方では3つと言っていいかもしれませんね。1つは、中間報告で書きました税財政にかかわることでございますが、中間報告でも強調いたしましたように、地方の参画、地方行財政会議の設置等々の地方の参画の問題と、税財政制度の改革の問題。この税財政制度の改革については、理念の最初のビジョンのところ「自立と連帯」という言葉を使っておりますが、簡単に言ってしまうと、自主財源主義とそれを補完する連帯主義とを融合させるという思想になっているというふうに言っている

だろうと思います。

中間報告で示したような、国税と地方税の税源配分を5対5にする、それから地方共有税構想を実現する、それから国庫補助負担金の総件数を半減するなどというような、分権型社会にふさわしい税財政制度の再構築というテーマに取り組んでいきたい、これが1番目、第1の内容でございます。

11ページからの地方分権改革への地方の参画、おめくりいただきまして、12ページから始まる(2)住民自治を可能とする地方税財政制度の構築というところまでが中間報告の内容を踏まえた税財政制度の改革問題になっております。

それから、13ページの(3)でございますけれども、これは行政面の改革ということになるわけですが、ここでは決定が国、それから執行が地方というメカニズムが日本の国と地方の行政、政府間関係にビルトインされているわけですね。皆様もご存じのとおり、2000年の地方分権一括法で、国が決めたことを地方が執行するという仕組みを一つの構造部とすると、その外壁を崩したというふうに言っているかと思えます。つまり、機関委任事務を廃止して、国が決めたことを地方が執行していくという仕組みの外側の壁を崩したと。ただ、まだ柱が残っておりますので、二期改革の課題はその柱を崩すことだろうというふうに考え、そうした課題を設定しております。

一つは、13ページの のところですね。国と地方の二重行政の解消と、それから国の地方支分部局の整理、これは廃止も含めて整理をするということが1つの軸になると。

それから、もう一つは機関委任事務は廃止されましたけれども、法令に事細かに書き込まれてしまうと、地方自治体の方は行政をそのまま拘束されてしまいますので、15ページの2のところですが、国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小で、条例制定権の拡大と法令の規律密度の緩和をします。法律、政令、省令などで事細かに書き込んで義務付けてしまうというようなことを緩和をするという2つの課題を掲げて、国が決めるのではなくて、住民が決める、つまり条例に基づいて住民が決められるような仕組みをつくっていくということが残っている柱のうち2つを崩すということが二期改革の目的だろうというふうに考えているということでございます。

16ページの6番目から国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲というのもつけ加えております。

もう1つ、3つ目の柱は18ページに書きました住民自治の確立ということとして、これまでの分権改革というのは、団体自治の段階にとどまっています、国の口出しや関与を廃止していくということに限られていたわけですけれども、財源についても自由な財源をつくり出していくということに限られていたわけですが、団体自治から住民自治を新たに考えるべき段階に来ているというふうに考え、そしてこの住民自治によって地方自治体の役割を住民自身が決められるんですね。

そこに新たな役割が加わってくる、果たさなければならない役割が加わってくるという、つまり新しい地方自治体の役割そのものも住民が決められるようなシステムにするということをして3番目の課題として掲げているということです。

それが第2番目と申しますか、第二期改革における具体的方策ということについてでございますが、3番目に21ページの4のところ、第二期地方分権改革の後の地方分権改革の方向性ということで、ここについては道州制とそれから憲法改正を取り上げております。

この最終報告では、道州制も憲法改正も地方分権を推進していく延長線上に位置付けておりますので、道州制も分権型道州制を導入するのであれば、分権的な道州制を展望しておりますし、それから憲法改正についても、ヨーロッパ地方自治憲章に謳われているような、補完性の原理とか権限に対応した自主財源の保障とか自主課税権などの問題を含めて、地方自治の保障、地方分権の推進等々の内容を、現在の憲法でいきますと8章に規定を膨らませていくという趣旨になっているところでございます。

いずれも第二期改革の延長線上に位置付けておりますので、道州制とか憲法改正が二期改革で提起しているような地方分権の推進を阻害するような口実に使われてはならないという思想、考え方に立脚しているというふうに考えてと思います。道州制ができ上がってからやればいいじゃないかというようなことではなくて、分権を進めていって、二期改革の課題として提起したような地方分権を進めていって、その延長線上に道州制もあり、憲法改正もあるという位置付けになっているということでございます。

それが主要な内容でございますが、最後に、特にこの最終報告を六団体の方にお渡しするに当たって、お手元のページでいきますと、24ページ

ですね。「地方分権が国民の理解を得るために」ということで、主として受けとられる六団体の皆様に対してのいわば要望、意見を述べているところでございます。世論の喚起、それから不祥事への取り組み、それから地方六団体の機能強化というようなことを掲げ、最後に「おわりに」で結んでいるというのが最終報告の主要な骨格ということでございます。

司会

では、麻生会長から。

麻生全国知事会会長

では、今日、15回ですけれども、神野先生の新地方分権構想検討委員会、このような最終報告をいただきまして、私ども大変感謝をいたしております。先ほどの委員会でもごあいさつ申し上げましたけれども、この検討委員会は非常に大きな役割を果たしたわけございまして、何といたしても、この二期改革について、展望が開けない、どういうふうにやっていくか、戦略構想もはっきりしないという状況の中で、何とか二期改革への具体的な方向・方針、それと具体的な方法をつくり出していくということを目指してこの委員会はスタートしたわけでございます。

幸い、いろいろな曲折がございましたけれども、地方分権改革推進法が昨日には衆議院を通るということになりました。また、昨日の衆議院の審議の段階では、安倍総理大臣は非常に積極的に地方分権改革をやっているかなきゃいかんのだと、こうしなければ、日本の活力というのは生まれないんだという、これまで以上に強い言葉で、かつ踏み込んだ形で決意を示されましたし、またこの委員会の委員の選任に当たりましては、地方側の意見を十分酌みながらやっていくんだということでもございました。これも一つの大きな私どもは成果であるというふうに思っております。

そういうことでもございまして、今後は地方分権改革推進法によってつくられます委員会、この中身をよくしていきまして、ここで次の目標でございます一括法が我々の求める内容になるという活動を必死になってやっていく考えでございます。そして、今日の最終報告の中でも、二期改革で何を實現すべきかということにつきましても、非常に明確な報告をいただきましたし、さらに二期改革後の展望についても、基本的な方向が示されました。

私どもは、この検討委員会の示した方向に向かいまして、實現のために六団体力を合わせてやってまいる覚悟でございます。本当に我々は感謝し、

また大きなこの推進のエネルギーを得たというふうに思っておる次第でございます。

司会

もし会長さん方であればどうぞ。

よろしゅうございますか。

では、記者さんの方からご質問どうぞ。

記者

先ほどの委員会で、最後に堺屋委員からもご指摘がありましたけれども、最終報告が出た後、これをどういうふうに国民世論にアピールしていくかというのが課題になると思うんですけれども、知事会としましては、これについては、今戦略なり方策というのは何かお考えなんでしょうか。

麻生全国知事会会長

実は、この運動の方法論につきまして、島根で行いました知事会でもいろいろな議論がございました。その際に、私どもが合意した方法については2つございます。

1つは、いろいろな活動、我々の分権活動の中心地を東京に置いてやっている。これは非常に効果的に見えるけれども、実はやはり弱々しいと。特に、東京の霞が関と永田町、この結びつきが非常に強いところでやってもなかなか効果的にならないということがございますから、我々は地方でもっと分権の運動を展開しなきゃいかん。特に、地方出身の国会議員の皆さんの意識なり、具体的な改革内容についての合意、そういうものを取り付けていくということをしなきゃいかんし、それから2番目に、去年は各地で分権大会をやったんですけれども、そういうようなそれぞれの地域の県民に直接訴えるような活動を具体化していくということでありまして、これをこの報告書の内容をもとにさらに続けていくということをやりたいと思います。

もう一つの方法論については、これは国民の世論といいますよりも、いろいろな選挙とか政権交代とか、そういうような節目に積極的に我々は政権公約の中身、これについて我々の求める方向の内容になるように活動していこうということでございまして、特に夏の総裁選挙のときには質問状を出し、その結果についての集約を外に発表し、またいろいろな場面で具体的に候補者に対しての分権の考え方、これを明確にし、前向きにするように求めてまいりましたけれども、この政権公約委員会の活動を今後とも活

発にしていくというやり方をとっていきたいと思います。

記者

その関連なんですけれども、選挙ということになりますと、来年に参議院選挙がありますけれども、その選挙において何らかの今後最終報告の実現を目指した運動なりというのは、今イメージされていますでしょうか。

麻生全国知事会会長

具体的に今何をやるかというのは申し上げられませんが、選挙のときには、我々は絶好の機会であると思いますから、このような中身がそれぞれの選挙のときの公約なりに明確に織り込まれるように、いろいろな働きかけなり運動をする考えであります。

記者

二期改革に向けての具体的な方策のメニューがたくさん並んでいますが、優先順位はどれからまずやろうというふうにお考えかということについては。

麻生全国知事会会長

それは、全部やりたいと思います。

一括法は、なぜ一括法でなきゃいかんかといいますと、例えば財政問題だけを切り離してやっても、結局はまた権限の問題に戻っていくんですよ。ですから、私どもが求めていますのは、個々に相互に非常に関係があります。例えば、二重行政の問題というのは、権限移譲の関係になります。そういうことですから、ここに明示された項目については、一括して整合性のある形でやるということを求めていきたいと思います。

記者

分権改革に向けて、もちろん地方分権改革推進委員会に地方の代表を入れるというのは当然のことだと思うんですけれども、またそれを支えるためにも、六団体で分権リストを一括法でこれとこれとこれとこれだということと膨大なものになると思いますけれども、改革リストを地方六団体側としてみずからワーキングチームなりをつくって、リストアップして提示していくというそういう作業をなされるおつもりはないですか。

麻生全国知事会会長

分権リストという考え方はどういうものですか。

記者

要するに一括法の案は、何百本になるかと思いますが、その具体

的な案を推進委員会に任せるのではなくて、六団体みずからリストアップして、これだというのをまとめていくというお考えはありますか。

麻生全国知事会会長

そういう作業をしなきゃいかんと思います。我々は審議の過程におきまして、我々が求めるものというのをできるだけ具体的に示していく必要があると思いますから、そのような作業をしながらやっていきたいと思えます。

改革推進委員会というは、まず何と何と何を取り上げるかというところから勝負が始まるわけですから、その入り口の問題の設定の仕方、これは非常に大事だと思っていますけれども、具体的な問題がある場合に主題というのはできるだけ審議の内容が実態に即したものにすることが必要であると思えます。

ただ、改革というのは、個別細部に入れば入るほど混迷していくんですよ。ですから、改革をやるうとする場合に一番大事なのは、やはり原則をしっかりと確立するということなんですね。この改革論を崩す場合の一番大きな巧妙な論議というのは、原則を言ったら必ず具体的な内容がわからなければこの原則でいいかどうかはわからないと言い出すんだすんですね。その間をぐるぐるぐるぐる回るといふ、その罫にはまらないようにしなきゃいかんと思っています。

記者

今回の最終報告ですけれども、政府へ提出されるとか、どのような形で国の方へ出していくかというのはどのように。

麻生全国知事会会長

政府に提出するつもりはありません。むしろこれは我々が、六団体側が、分権運動を進める側のいわば基本方針書として使っていくということになります。

記者

この報告書の内容の方で、六団体はこれを受けて、詳細な工程表、ロードマップ、具体案をつくり、国民、国会、政府に対して投げかける必要があるといふように書いてありますけれども、この部分についてはどういうふうにとめて、具体的にいつごろまでに対外的にいきたいかというのはどうですか。

麻生全国知事会会長



それは、やはり推進委員会の審議の状況及び審議テーマの、どの段階で、どのテーマの審議に入るかということを見ながら出していかなければいけないと思います。したがって、それに対応するような内部的な検討作業は当然いろいろな形でやっていきたいと思います。

記者

先ほどの委員会で麻生会長、分権論議と道州制の論議、並行して進めていくといふうにおっしゃっていたと思うんですけども。

麻生全国知事会会長

それは間違い、間違いというか、質問はどのような意味ですか。

記者

最終報告書では、まず分権論議をきちんと煮詰めた上で、その後に道州制を検討すべきだという最終報告になっているんですが、そのあたり整合性はどのようなふうにとられるんですか。

麻生全国知事会会長

これは、現実の問題としまして、地方分権改革推進法でいわば大きな前提としましては、現行制度をもとにした分権改革、権限移譲とかが進んでいくということになります。ただ、一方で道州制についても担当大臣において将来のビジョンなりをつくっていこうということになります。

したがって、私どもはこの2つの動きに対して、我々のきちんとしたスタンスを確立して、対処していくということが必要だというふうに考えております。

その場合に、私どもとして非常に警戒し、ぜひ避けたいと思っていますのは、道州制の議論を今しているから、今度の地方分権改革推進法でやるようないろいろな議論はいいじゃないかということになって、結局、分権改革が進まないという事態に陥ることは何としても避けたいというふうに思っています。したがって、さっきのあいさつのときに、混線しないようにしなきゃだめだというふうに申し上げたのです。

司会

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、これで終わらせていただきます。

- 以上 -